

答弁書第一二一號

内閣参質一〇三第一二一號

昭和六十年十二月十三日

内閣總理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村睦男 殿

参議院議員秦豊君提出米原潜の日本寄港に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出米原潜の日本寄港に関する質問に対する答弁書

一について

昭和六十年における横須賀及び佐世保への米原子力潜水艦の寄港の実績は、同年十二月十日現在別紙のとおりである。

二から六までについて

米国は、核戦力及び通常戦力双方の分野におけるソ連の一貫した軍事力増強のすう勢にかんがみ、トマホークの配備を含め自らの抑止力の確保のために努力しているものと承知しているが、政府としては、個々の米軍艦船につきその運用、運用の背景、装備等の詳細について承知する立場にはない。

七、九、十二及び十三について

日米安保条約及びその関連取極により、米国は、我が国の安全及び極東における国際の平和と安全のために我が国の施設・区域を使用することを認められており、米原子力艦船は、休養・補給・維持を目的として我が国に寄港している。米国政府は、その声明において、かかる寄港に際しては、通常、少なくとも二十四時間前に入港予定時刻等を通報する旨保証しているところであり、かかる通報は在日米大使館より外務省に対し口頭で行われている。

八、十及び十一について

艦船によるものを含め核の持込みが行わられる場合は、すべて事前協議の対象となるということは、合衆国軍隊の装備における重要な変更を事前協議の対象とする交換公文の規定及びいわゆる藤山・マッカーサー口頭了解から十分に明らかであり、この点に関し日米間に了解の違いはないと考える。

また、米国政府は、累次の機会に日米安保条約及びその関連取極に基づく日本に対するその

義務を誠実に履行する旨保証しているところであり、政府としては、核持込みの事前協議が行
われない以上米国による核の持込みがないことについて何らの疑いも有していない。

昭和六〇年における横須賀及び佐世保への米原子力潜水艦の寄港の実績

船名	入港日	出港日	寄港地
横須賀	一・九〇	一・一〇	ポラック
横須賀	一・二五〇	一・三〇	ウイリアム・H・ベイツ
横須賀	一・二八〇	一・三一	スケート
横須賀	一・五〇	一・二二	ラ・ホヤ
横須賀	三・五〇	一・二一	ハドー
横須賀	三・九〇	一・二一	ハドー
横須賀	三・一五〇	一・二五〇	ウイリアム・H・ベイツ
横須賀	三・二五〇	一・二五〇	ニユー・ヨーク・シティー
横須賀	三・二九〇	一・二五〇	ハドー
横須賀	三・二七〇	一・二五〇	ボラック
横須賀	三・一八〇	一・二五〇	ニユー・ヨーク・シティー
横須賀	三・一〇	一・二五〇	スケート
横須賀	三・一〇	一・二五〇	タニ
横須賀	三・一〇	一・二五〇	ニユー・ヨーク・シティー
横須賀	三・一〇	一・二五〇	パーク
横須賀	三・一〇	一・二五〇	パフラー
横須賀	六・五〇	六・三〇	船長名
横須賀	六・五〇	六・三〇	アップリンガード
横須賀	六・五〇	六・三〇	フエルナンデス
横須賀	六・五〇	六・三〇	ピアド
横須賀	六・五〇	六・三〇	ラーズ
横須賀	六・五〇	六・三〇	アップリンガード
横須賀	六・五〇	六・三〇	ロラッター
横須賀	六・五〇	六・三〇	フィールド
横須賀	六・五〇	六・三〇	クロト
横須賀	六・五〇	六・三〇	ラーズ
横須賀	六・五〇	六・三〇	クロト
横須賀	六・五〇	六・三〇	シーモン
横須賀	六・五〇	六・三〇	ロラッター
横須賀	六・五〇	六・三〇	フェルナンデス
横須賀	六・五〇	六・三〇	ライト
横須賀	六・五〇	六・三〇	グロッセンバーゲン
横須賀	六・五〇	六・三〇	六〇三
横須賀	六・五〇	六・三〇	六八〇
横須賀	六・五〇	六・三〇	五七八
横須賀	六・五〇	六・三〇	六〇四
横須賀	六・五〇	六・三〇	六六六
横須賀	六・五〇	六・三〇	六八二
横須賀	六・五〇	六・三〇	六九六
横須賀	六・五〇	六・三〇	六九六
横須賀	六・五〇	六・三〇	五六二

横須賀

ハドー

サン・フランシスコ

バーミンガム

ボーツマス

バーブ

サン・フランシスコ

ピントド

ラーズ

ブレヴァイティ

フリック

ガムバート

グロッセンバーハー

ブレヴィテイ

バイドウシック

フリック

ツオームズ

ベリー

ツオームズ

ベリード

ツオームズ

ツオームズ

ベリード

ツオームズ

ベリード

ツオームズ

ベリード

ツオームズ

ベリード

六〇四

七一

六九五

七〇七

五九六

七二一

六七二

七一三

六九五

七一五

六七二

七一三

五九四